

○ 鈴鹿工業高等専門学校における民間等との共同研究取扱規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 26 号

最終改正 令和元年 7 月 30 日

鈴鹿工業高等専門学校における民間等との共同研究取扱規則

(趣旨)

第 1 条 民間等との共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 103 号）、独立行政法人国立高等専門学校機構業務方法書及び独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（平成 16 年機構規則第 46 号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則取扱要領並びに独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（平成 31 年機構規則第 132 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(共同研究の申請)

第 2 条 共同研究を行おうとする者は、共同研究申請書（別記様式第 1）を校長あてに提出するものとする。

(共同研究の審査及び決定)

第 3 条 校長は、前条の申請があった場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校内に設置する研究活動推進委員会の議を経て、決定するものとする。

2 共同研究は、本校以外の者と共同研究を行うことが有益であり、かつ、共同研究を行おうとする者が当該共同研究を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有する場合に限り行うものとする。

3 校長は、前項の受入を決定したときは、共同研究受入決定書（別記様式第 2）により、民間機関等の長に通知するものとする。

(細則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 30 日から施行し、令和元年 4 月 1 日から適用する。

共 同 研 究 申 請 書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

民間機関等の住所
名称・代表者氏名

下記のとおり共同研究を実施したいので申請します。

記

1 共同研究の概要等

研 究 題 目				
研 究 の 概 要				
民 間 機 関 等 の 主 な 事 業 内 容				
研 究 期 間	年 月 日 ~		年 月 日	
民間機関等における 共同研究者	氏 名	所 属・職 名	現 在 の 専 門	役 割 分 担
鈴鹿工業高等専門学校 における共同研究者	氏 名	所 属・職 名	現 在 の 専 門	役 割 分 担
研 究 実 施 場 所	民間機関等の研究 実施場所			
	鈴鹿工業高等専門 学校研究実施場所			
提 供 す る 設 備 等	名 称	型 式 ・ 仕 様	数 量	
そ の 他 参 考 と な る 事 項				

(注) 「研究の概要」欄には、共同研究の目的、内容及び方法等を記入すること。また2年以上継続共同研究する場合は、全体計画の概要も記入すること。

2 共同研究に要する経費

共同研究に要する 経費の負担額	研究費	円			
	直接経費	円			
	間接経費	円			
	研究指導料	円			
共同研究に要する 経費の積算内訳 (直接経費)	区 分	員数	単 価	金 額	備 考
	諸謝金		円	千円	
	旅 費 調査旅費				
	研究費 備品費				
	消耗品費				
	光熱水料				
	賃 金				
合 計					

別記様式第2（第3条関係）

平成 年 月 日

共同研究受入決定通知書

殿

鈴鹿工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のあった下記の共同研究は、審査の結果、受け入れることに決定したので通知します。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 共同研究に要する経費

5 その他必要な事項